

政策・土木交通常任委員会
平成 25 年（2013 年）10 月 7 日
土木交通部

平成 25 年 9 月滋賀県議会定例会提出案件説明資料
(予算案件を除く)

	案 件 名	担 当 課	頁
条 例 案	議第 141 号 滋賀県流域治水の推進に関する条例案	流域政策局	1
	議第 152 号 滋賀県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案	流域施策局	20
そ の 他 の 議 案	議題 159 号 契約の変更につき議決を求めるについて（間田長浜線補助道路整備工事）	道路課	26
	議題 161 号 財産の取得につき議決を求めるについて（ロータリー除雪車）	道路課	29
	議題 162 号 財産の処分につき議決を求めるについて（草津川廃川敷地）	監理課	31
	議第 174 号 滋賀県道路公社定款の変更につき議決を求めるについて	道路課	35

滋賀県流域治水の推進に関する条例案要綱

第1 制定の理由

近年、全国各地で大雨や集中豪雨が頻発し、甚大な被害が発生しており、滋賀県でも起り得る可能性があります。また、都市化の進展とともに県民と河川との関わりの希薄になったこと等により、県民の水害への関心や危機意識が低下し、これまで地域社会で育まれてきた水害から生命と財産を守るための仕組みが次第に失われていくことが危惧されています。

このような状況を踏まえ、水害から生命および財産を守るためにには、多くの県民が暮らしている氾濫原の潜在的な危険性を明らかにし、県民とその危険性の認識を共有するとともに、水を安全に「ながす」対策に加え、雨水を「ためる」対策、被害を最小限に「とどめる」対策、水害に「そなえる」対策を組み合わせた流域治水を総合的に推進する必要があります。

こうしたことから、流域治水に関し、基本理念を定め、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、河川の整備その他県が行う施策の基本となる事項、建築物の建築等の制限に関する措置等を定めることにより、流域治水を総合的に推進し、もって浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護し、将来にわたって安心して暮らすことができる安全な地域の実現に資することを目的とする「滋賀県流域治水の推進に関する条例」を制定しようとするものです。

第2 概要

1 この条例は、流域治水に関し、基本理念を定め、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、河川の整備その他県が行う施策の基本となる事項、建築物の建築等の制限に関する措置等を定めることにより、流域治水を総合的に推進し、もって浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護し、将来にわたって安心して暮らすことができる安全な地域の実現に資することを目的とします。(第1条関係)

2 基本理念として、次に掲げる事項を定めることとします。(第3条関係)

- (1) 流域治水は、浸水が発生した場合における県民の生命に対する被害を回避することが特に重要であるとの認識の下に推進されなければならないこと。
- (2) 流域治水は、河川の流水を流下させる能力を超える洪水が発生するおそれがあることに鑑み、その基幹的な対策である河川の整備を計画的かつ効果的に実施することに加えて、他の対策を実施することにより、浸水被害を回避し、および軽減することを目指として推進されなければならないこと。
- (3) 流域治水は、その施策が総合的に実施されるとともに、その効果が最大限に發揮さ

れるよう、地域の特性に応じて推進されなければならないこと。

(4) 流域治水は、県、市町、県民その他の関係者相互間において情報が共有されることを通じて、これらの者の相互の連携および協働の下に、着実に推進されなければならないこと。

3 県は、2の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、流域治水に関する施策を総合的に策定し、および実施することとし、流域治水に関する施策の策定および実施に当たっては市町、県民その他の関係者との連携に努めるとともに、市町、県民その他の関係者に対し必要な情報の提供、助言または支援を行うものとすることとします。また、水防に市町が果たす役割の重要性に鑑み、市町が流域治水に関する施策を策定し、および実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとすることとします。（第4条関係）

4 県民は、基本理念にのっとり、地域の特性および想定浸水深を把握するとともに、これらを勘案して、自らの生命、身体および財産に対する被害を回避し、または軽減するために必要な取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならないこととします。また、県が実施する流域治水に関する施策に協力しなければならないこととします。（第5条関係）

5 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、地域の特性および想定浸水深を把握するとともに、これらを勘案して、その事業の利用者、従業者等の生命、身体および財産に対する被害を回避し、または軽減するために必要な取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならないこととします。また、事業活動を行うに当たっては、県が実施する流域治水に関する施策に協力しなければならないこととします。（第6条関係）

6 想定浸水深の設定等について、次に掲げる事項を定めることとします。（第7条・第8条関係）

(1) 知事は、(2)の想定浸水深の設定または変更のために必要な基礎調査として、河川等に係る集水地域および氾濫原に関する地形、土地利用の状況その他の事項に関する調査を行うものとすること。

(2) 知事は、(1)の調査の結果を踏まえ、おおむね5年ごとに想定浸水深を設定することとすること。

7 知事は、洪水による河川の氾濫を防ぐため、次に掲げるところにより、その管理する河川の整備を行うものとすることとします。（第9条関係）

(1) 県の全域における河川の整備状況の均衡に配慮しつつ、河道の拡幅、堤防の設置、河床の掘削等の対策を、計画的かつ効果的に組み合わせて行うこと。

(2) 河川の流水を流下させる能力を維持するため、治水上の支障の程度に応じ、河川内の樹木の伐採、堆積した土砂のしゅんせつ、護岸の修繕等を行うこと。

(3) 堤防が決壊した場合に甚大な浸水被害が想定され、かつ、当面(1)に規定する対策を実施することが困難な河川の区間にあっては、浸水被害を軽減するため、堤防の性能の向上を図る改良を行うこと。

8 集水地域における雨水貯留浸透対策について、次に掲げる事項を定めることとします。
(第10条・第11条関係)

(1) 森林を所有し、または使用収益する権原を有する者は、琵琶湖森林づくり条例（平成16年滋賀県条例第2号）の基本理念にのっとり、県民、事業者等と連携して、森林の適正な保全および整備を行うことにより、森林が有する雨水貯留浸透機能（雨水を一時的に貯留し、または地下に浸透させる機能をいう。以下同じ。）が持続的に発揮されるよう努めなければならないこと。

(2) 農地を所有し、または使用収益する権原を有する者は、農業生産活動を行うに当たっては、農地の適正な保全および管理を行うことにより、農地が有する雨水貯留浸透機能が持続的に発揮されるよう努めなければならないこと。

(3) おおむね1,000平方メートル以上の面積を有する公園、運動場その他これらに類する施設の所有者または管理者は、その敷地に雨水を貯留する機能を有する施設を設置すること、雨水を浸透させる舗装を施すことその他の雨水を一時的に貯留し、または地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留浸透機能を備えるとともに、これらの施設の雨水貯留浸透機能を維持するよう努めなければならないこと。

(4) 建物または工作物の所有者または管理者は、雨水の貯水槽を設置すること等により、これらの建物または工作物の規模に応じた雨水貯留浸透機能を備えるとともに、これらの建物または工作物の雨水貯留浸透機能を維持するよう努めなければならないこと。

9 浸水危険区域の指定等について、次に掲げる事項を定めることとします。(第13条関係)

(1) 知事は、200年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深を踏まえ、浸水が発生した場合には建築物が浸水し、県民の生命または身体に著しい被害を生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の建築物の建築の制限をすべきものを浸水危険区域として指定することができること。

(2) 浸水危険区域の指定に必要な手続を定めること。

(3) 浸水危険区域は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の規定による災害危険区域とすること。

10 浸水危険区域における建築物の建築の制限について、次に掲げる事項を定めることとします。(第14条～第18条関係)

- (1) 浸水危険区域内において、住居の用に供する建築物または高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校もしくは医療施設（規則で定めるものに限る。以下「社会福祉施設等」という。）の用途に供する建築物の建築（移転を除く。以下同じ。）をしようとする建築主は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならぬこととするとともに、許可を受けようとする建築主は、規則で定めるところにより、申請書に、規則で定める図書を添えて、知事に提出しなければならないこと。
- (2) 知事は、(1)の許可をする場合において、浸水による県民の生命または身体に対する被害を回避するために必要な条件を付することができること。
- (3) 知事は、(1)の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならないこと。
- (4) (3)の許可証の交付を受けた後でなければ、建築物の建築の工事は、することができないこと。
- (5) (1)の許可を受けた建築主は、当該許可に係る建築物について一定の事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならぬこととし、当該変更の許可について必要な事項を定めること。
- (6) 知事は、(1)または(5)の許可を受けた建築主が次のいずれかに該当するときは、(1)または(5)の許可を取り消し、またはその許可に付した条件を変更することができること。
- ア この条例の規定またはこれに基づく処分に違反したとき。
- イ この条例の規定による許可に付した条件に違反したとき。
- ウ 偽りその他不正の手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき。

11 10 の(1)または(5)の許可を受けた建築主は、当該許可に係る建築物の工事が知事の指定する工程を含む場合において、当該工程に係る工事を終えたときは、その都度、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないこととし、知事は、当該届出があったときは、速やかに、その職員に当該届出に係る工事中の建築物およびその敷地が 10 の(1)または(5)の規定による許可の内容に適合しているかどうかについて調査させ、その調査の結果、当該建築物およびその敷地が当該許可の内容に適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、工程調査適合証を交付しなければならないこととします。(第 19 条関係)

12 10 の(1)または(5)の許可を受けた建築主は、当該許可に係る建築物の工事を廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないこととします。(第 20 条関係)

13 知事は、浸水危険区域における建築の制限に必要な限度において、建築物の所有者、管理者もしくは占有者、建築主、設計者、工事監理者または工事施工者報告の徴収およ

びその職員が行う立入等について必要な事項を規定することとします（第 21 条～第 23 条関係）

- 14 県は、都市計画法（昭和 40 年法律第 100 号）第 15 条第 1 項第 2 号に掲げる区域区分に関する都市計画を同法第 18 条第 1 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により決定し、または変更するときは、10 年につき 1 回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深が 0.5 メートル以上である土地の区域（都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する土地の区域を除く。）を、新たに同法第 7 条第 2 項に規定する市街化区域に含めないものとすることとします。（第 24 条関係）
- 15 沼澤原において道路、鉄道その他の規則で定める施設と相互に効用を兼ねる大規模な盛土構造物の設置、改変または撤去（以下「設置等」という。）をしようとする者は、当該盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないよう配慮しなければないこととし、知事は、盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じるおそれがあると認めるときは、当該盛土構造物の設置等をしようとする者に対し、浸水被害を回避し、または軽減するために必要な措置を講ずることを求めることができますこととします。（第 25 条関係）
- 16 県は、知事が管理する河川について保有する水位、雨量等に関する情報および洪水に関する予報または警報に関する情報（以下「河川の水位等に関する情報」という。）を市町および県民に的確かつ迅速に伝達するために必要な体制の整備その他必要な措置を講ずるものとすることとします。（第 26 条関係）
- 17 県は、市町が行う浸水被害の回避または軽減に関する対策の検討に資するため、必要な情報の提供、技術的助言その他の必要な支援を行うものとすることとします。（第 27 条関係）
- 18 県民は、日常生活において、避難場所および避難の経路、家族等との連絡方法その他浸水が発生した際にとるべき行動を確認するよう努めるとともに、浸水被害が発生するおそれがある場合において、河川の水位等に関する情報および避難の勧告等に関する情報に留意するとともに、状況に応じて的確に避難するよう努めなければならないこととします。（第 28 条関係）
- 19 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者は、同法第 35 条第 1 項に規定する宅地建物取引業者の相手方等に対して、宅地または建物が所在する地域の想定浸水深および水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項に規定する浸水想定区域に関する情報を提供するよう努めなければならないこととし

ます。(第 29 条関係)

- 20 県は、流域治水に関する最新の知見の把握に努めるとともに、浸水に関する記録（県民の浸水に関する体験の記録を含む。）の収集その他流域治水に関する施策を効果的に実施するために必要な調査研究を推進し、その成果の普及に努めるものとすることとします。(第 30 条関係)
- 21 県は、学校教育その他の多様な機会を通じ、映像等を用いた効果的な手法を活用しつつ、浸水被害を回避し、または軽減するために必要な教育および訓練、意識の向上等に努めるものとすることとします。(第 31 条関係)
- 22 県民は、浸水被害を回避し、または軽減するためには、県民一人ひとりが適切な対策を講ずることが重要であることを認識し、自ら浸水被害およびこれに対する適切な対策について学習するとともに、県、市町その他の団体が実施する訓練に自主的に参加するよう努めなければならないこととします。(第 32 条関係)
- 23 県、関係行政機関および地域住民は、地域における浸水被害の回避または軽減に関する必要な対策に関する事項について協議するため、水害に強い地域づくり協議会を組織することができることとします。(第 33 条関係)
- 24 県民は、相互に連携し、または流域治水に資する活動を行う団体を組織する等の方法により、協働による流域治水の推進に取り組むよう努めなければならないこととし、県は、当該取組への県民の積極的な参加を促進するとともに、県民または流域治水に資する活動を行う団体に対して、情報の提供、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとすることとします。(第 34 条関係)
- 25 県は、流域治水に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。(第 35 条関係)
- 26 9 から 13 までの規定は、市町が建築基準法第 39 条第 1 項および第 2 項の規定により、同条第 1 項の災害危険区域（出水による危険の著しい区域に限る。）の指定および同条第 2 項の住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものに関する条例を定めている場合には、当該市町の区域においては、適用しないこととすることとします。(第 36 条関係)
- 27 罰則について、次に掲げる事項を定めることとします。(第 38 条～第 40 条関係)
- (1) 10 の(1)、(4)または(5)（建築基準法第 87 条第 2 項の規定によりこれらの規定が準用される場合を含む。）の規定に違反した者および偽りその他不正の手段により 10 の

- (1) または(5)の許可を受けた者は、罰金に処するものとすること。
- (2) 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人または人の業務に関して、(1)の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人または人に対して同条の刑を科すものとすること。
- (3) 虚偽の届出等を行った者および立入検査等を拒否した者は過料に処するものとすること。

28 その他

- (1) この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、次のアまたはイに掲げる規定は、当該アまたはイに定める日から施行することとします。
ア 19 の規定 公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日
イ 9 から 13 まで、26 および 27 ならびに(2)の規定 公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日
- (2) 関係条例について、必要な改正を行うこととします。

滋賀県流域治水の推進に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成-25 年 9 月 18 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県流域治水の推進に関する条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 想定浸水深の設定等（第 7 条・第 8 条）

第 3 章 河川における氾濫防止対策（第 9 条）

第 4 章 集水地域における雨水貯留浸透対策（第 10 条・第 11 条）

第 5 章 泛濫原における建築物の建築の制限等（第 12 条—第 25 条）

第 6 章 浸水に備えるための対策（第 26 条—第 34 条）

第 7 章 雜則（第 35 条—第 37 条）

第 8 章 罰則（第 38 条—第 40 条）

付則

滋賀県の河川は、琵琶湖を取り巻く四方の山々から流れ出て、網の目のように湖国全体を覆い、大地を潤し、多様な生物を育みながら、私たちの暮らしや産業を支えてきた。その一方で、時として大雨による洪水氾濫で県民を苦しめてきた。

先人たちは、水を巧みに利用しながら、水源となる森林を守り、平野部では堤防を築き、河畔林をつくり育て、地域の水防組織を強化し、生命と財産を守り続けてきた。

近年、全国各地で大雨や集中豪雨が頻発し、甚大な被害が発生しており、滋賀県でも起こり得る可能性がある。また、都市化の進展とともに県民と河川との関わりが希薄になったこと等により、県民の水害への関心や危機意識が低下し、これまで地域社会で育まれてきた水害から生命と財産を守るための仕組みが次第に失われていくことが危惧されている。

こうした状況を踏まえ、水害から県民の生命と財産を守るためにには、まず、多くの県民が暮らしている氾濫原の潜在的な危険性を明らかにし、県民とその危険性の認識を共有することが必要である。

そのうえで、河川等の流水を流下させる能力を超える洪水にあっても県民の命を守り、甚大な被害を回避するためには、「川の中」で水を安全に「ながす」対策に加え、「川の外」での対策、

すなわち、雨水を「ためる」対策、被害を最小限に「とどめる」対策、水害に「そなえる」対策を組み合わせた「滋賀の流域治水」を実践することが重要である。

私たちは、全ての者が「滋賀の流域治水」を実践し、将来にわたって安心して暮らすことができるよう、自助・共助・公助を基本として水害に強い地域づくりを目指すことを決意し、ここに滋賀県流域治水の推進に関する条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、流域治水に関し、基本理念を定め、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、河川の整備その他県が行う施策の基本となる事項、建築物の建築等の制限に関する措置等を定めることにより、流域治水を総合的に推進し、もって浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護し、将来にわたって安心して暮らすことができる安全な地域の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「浸水被害」とは、洪水による浸水または一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道、農業用排水路その他の排水施設もしくは河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水により、県民の生命、身体または財産に生ずる被害をいう。

2 この条例において「流域治水」とは、浸水被害を回避し、または軽減するため、次に掲げる対策を組み合わせて実施することをいう。

- (1) 洪水による河川等(河川および下水道、農業用排水路その他の排水施設をいう。以下同じ。)の氾濫を防ぐため、河川の整備を行うこと。
- (2) 河川等への急激な雨水の流入を緩和するため、河川等に係る集水地域において雨水を貯留し、または地下に浸透させること。
- (3) 泛濫原(浸水被害が生じるおそれのある区域をいう。以下同じ。)において浸水被害の発生のおそれを考慮した建築物の建築等の制限、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する区域区分の決定等を行うこと。
- (4) 県、市町、県民その他の関係者が連携して、避難に必要な情報の伝達体制の整備、地域における浸水被害の回避または軽減に関する必要な対策の検討等を行うこと。

3 この条例において「想定浸水深」とは、一定の期間につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合において、洪水または下水道、農業用排水路その他の排水施設もしくは河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことにより氾濫原が浸水したときに想定される水深をいう。

(基本理念)

第3条 流域治水は、浸水が発生した場合における県民の生命に対する被害を回避することが特に重要であるとの認識の下に推進されなければならない。

- 2 流域治水は、河川の流水を流下させる能力を超える洪水が発生するおそれがあることに鑑み、その基幹的な対策である河川の整備を計画的かつ効果的に実施することに加えて、他の対策を実施することにより、浸水被害を回避し、および軽減することを旨として推進されなければならない。
- 3 流域治水は、その施策が総合的に実施されるとともに、その効果が最大限に發揮されるよう、地域の特性に応じて推進されなければならない。
- 4 流域治水は、県、市町、県民その他の関係者相互間において情報が共有されることを通じて、これらの者の相互の連携および協働の下に、着実に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、流域治水に関する施策を総合的に策定し、および実施するものとする。

- 2 県は、流域治水に関する施策の策定および実施に当たり、市町、県民その他の関係者との連携に努めるとともに、市町、県民その他の関係者に対し、必要な情報の提供、助言または支援を行うものとする。
- 3 県は、水防に市町が果たす役割の重要性に鑑み、市町が流域治水に関する施策を策定し、および実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、地域の特性および想定浸水深を把握するとともに、これらを勘案して、自らの生命、身体および財産に対する被害を回避し、または軽減するために必要な取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

- 2 県民は、県が実施する流域治水に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、地域の特性および想定浸水深を把握するとともに、これらを勘案して、その事業の利用者、従業者等の生命、身体および財産に対する被害を回避し、または軽減するために必要な取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、県が実施する流域治水に関する施策に協力しなければならない。

第2章 想定浸水深の設定等

(基礎調査)

第7条 知事は、想定浸水深の設定または変更のために必要な基礎調査として、河川等に係る集水地域および氾濫原に関する地形、土地利用の状況その他の事項に関する調査を行うものとする。

- 2 知事は、前項の調査を行うに当たり必要があると認めるときは、関係市町の長に対し、その管理する河川等に関する情報の提供その他の協力を求めることができる。

(想定浸水深の設定等)

第8条 知事は、前条第1項の調査の結果を踏まえ、おおむね5年ごとに想定浸水深を設定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により想定浸水深を設定しようとするときは、あらかじめ、期限を定めて、関係市町の長の意見を聞くものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により想定浸水深を設定したときは、速やかに、規則で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、想定浸水深の変更について準用する。

第3章 河川における氾濫防止対策

第9条 知事は、洪水による河川の氾濫を防ぐため、次に掲げるところにより、その管理する河川の整備を行うものとする。

- (1) 県の全域における河川の整備状況の均衡に配慮しつつ、河道の拡幅、堤防の設置、河床の掘削等の対策を、計画的かつ効果的に組み合わせて行うこと。
- (2) 河川の流水を流下させる能力を維持するため、治水上の支障の程度に応じ、河川内の樹木の伐採、堆積した土砂のしゅんせつ、護岸の修繕等を行うこと。
- (3) 堤防が決壊した場合に甚大な浸水被害が想定され、かつ、当面第1号に規定する対策を実施することが困難な河川の区間にあっては、浸水被害を軽減するため、堤防の性能の向上を図る改良を行うこと。

第4章 集水地域における雨水貯留浸透対策

(森林または農地の雨水貯留浸透機能の確保)

第10条 森林を所有し、または使用収益する権原を有する者は、琵琶湖森林づくり条例（平成16年滋賀県条例第2号）の基本理念にのっとり、県民、事業者等と連携して、森林の適正な保全および整備を行うことにより、森林が有する雨水貯留浸透機能（雨水を一時的に貯留し、または地下に浸透させる機能をいう。以下同じ。）が持続的に発揮されるよう努めなければならない。

- 2 農地を所有し、または使用収益する権原を有する者は、農業生産活動を行うに当たっては、農地の適正な保全および管理を行うことにより、農地が有する雨水貯留浸透機能が持続的に発揮されるよう努めなければならない。

(公園等の雨水貯留浸透機能の確保)

第11条 おおむね1,000平方メートル以上の面積を有する公園、運動場その他これらに類する施設の所有者または管理者は、その敷地に雨水を貯留する機能を有する施設を設置すること、雨水を浸透させる舗装を施すことその他の雨水を一時的に貯留し、または地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留浸透機能を備えるとともに、これらの施設の雨水貯留浸透機能を維持するよう努めなければならない。

- 2 建物または工作物の所有者または管理者は、雨水の貯水槽を設置すること等により、これらの建物または工作物の規模に応じた雨水貯留浸透機能を備えるとともに、これらの建物または工作物の雨水貯留浸透機能を維持するよう努めなければならない。

第5章 水害原における建築物の建築の制限等

(定義)

第12条 この章および第7章において使用する用語は、建築基準法（昭和25年法律第201号）および建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例による。
(浸水危険区域の指定等)

第13条 知事は、200年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深を踏まえ、浸水が発生した場合には建築物が浸水し、県民の生命または身体に著しい被害を生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の建築物の建築の制限をすべきものを浸水危険区域として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定は、当該指定の区域および想定水位（前項に規定する想定浸水深に係る水位であって、建築物の建築の制限の基準となるべきものをいう。以下同じ。）を明らかにしてするものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定の案を当該公告の日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 前項の規定による公告があったときは、指定をしようとする区域の住民および利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、知事に意見書を提出することができる。
- 5 知事は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、期限を定めて、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、関係市町の長の意見を聴かなければならぬ。
- 6 知事は、第1項の規定による指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨ならびに当該指定の区域および想定水位を告示しなければならない。
- 7 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 8 第2項から前項までの規定は、浸水危険区域の変更および指定の解除について準用する。
- 9 浸水危険区域は、建築基準法第39条第1項の規定による災害危険区域とする。

(浸水危険区域における建築物の建築の制限)

第14条 浸水危険区域内において、住居の用に供する建築物または高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校もしくは医療施設（規則で定めるものに限る。以下「社会福祉施設等」という。）の用途に供する建築物の建築（移転を除く。以下同じ。）をしようとする建築主は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 建築物の増築または改築をしようとする場合において、当該増築または改築に係る部分の床面積の合計が 10 平方メートル以内であるとき。
 - (2) 建築物の増築または改築をしようとする場合において、当該増築または改築に係る部分が居室を有しないとき。
 - (3) 建築基準法第 85 条第 5 項の規定の適用を受ける仮設建築物の建築をしようとする場合
 - (4) 前各号に定めるものほか、建築物およびその敷地の状況等を勘査してやむを得ないと知事が特に認めた建築物の建築をしようとする場合
- 2 前条第 1 項の規定による浸水危険区域の指定または拡張の際現に当該浸水危険区域に存する建築物（建築の工事中の建築物を含む。）の増築または改築をしようとする場合においては、当該増築または改築に係る部分以外の建築物の部分に対しては、前項の規定は、適用しない。
- 3 第 1 項の許可を受けようとする建築主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める図書を添えて、知事に提出しなければならない。
- (1) 建築物の敷地の位置
 - (2) 建築物の構造
 - (3) 建築物の用途
 - (4) 建築物の敷地の想定水位
 - (5) 建築物（次条第 1 項第 2 号または第 2 項第 2 号の規定に適合するものとして第 1 項の許可を受けようとする場合にあっては、同一の敷地内にある他の建築物）の想定水位以上にある居室の床面または避難上有効な屋上の高さ
 - (6) その他規則で定める事項
(許可の基準)

第 15 条 知事は、住居の用に供する建築物に係る前条第 1 項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が次の各号のいずれかに適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。

- (1) 1 以上の居室の床面または避難上有効な屋上の高さが想定水位以上であり、かつ、次のアまたはイのいずれかに該当していること。
 - ア 当該建築物の地盤面と想定水位との高低差が 3 メートル未満であること。
 - イ 想定水位下の主要構造部（壁、柱およびはりのうち、構造耐力上主要な部分に限る。次項において同じ。）が鉄筋コンクリート造または鉄骨造であること。
- (2) 同一の敷地内に前号に該当する建築物があること。
- (3) 付近に次のいずれにも該当する避難場所があること。
 - ア 次のいずれかに該当するものであること。
 - (ア) 当該避難場所の地盤面の高さが想定水位以上であること。
 - (イ) 第 1 号に該当する建築物または一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物があること。

- イ 当該避難場所に避難することが見込まれる者の人数を勘案して十分な広さを有すること。
- ウ 申請に係る建築物からの距離および経路、当該避難場所の管理の状況等を勘案して浸水が生じた場合に確実に避難することができると知事が認めるものであること。

(4) 前3号に定めるもののほか、これらと同等以上の安全性を確保することができると知事が認める建築物であること。

2 知事は、社会福祉施設等の用途に供する建築物に係る前条第1項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が次の各号のいずれかに適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。

(1) 規則で定める用途ごとに規則で定める居室の床面または避難上有効な屋上の高さが想定水位以上であり、かつ、次のアまたはイのいずれかに該当していること。

ア 当該建築物の地盤面と想定水位との高低差が3メートル未満であること。

イ 想定水位下の主要構造部が鉄筋コンクリート造または鉄骨造であること。

(2) 同一の敷地内に前号に該当する建築物があること。

(3) 前2号に定めるもののほか、これらと同等以上の安全性を確保することができると知事が認める建築物であること。

(許可の条件等)

第16条 知事は、第14条第1項の許可をする場合において、浸水による県民の生命または身体に対する被害を回避するために必要な条件を付すことができる。

2 知事は、第14条第1項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

3 前項の許可証の交付を受けた後でなければ、建築物の建築の工事は、することができない。

(変更の許可等)

第17条 第14条第1項の許可を受けた建築主は、当該許可に係る建築物について同条第3項各号（第4号を除く。）に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、変更後の建築物が住居の用に供する建築物もしくは社会福祉施設等の用途に供する建築物以外のものとなるとき、または規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第14条第1項の許可を受けた建築主は、前項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第14条第3項、第15条および前条の規定は、第1項の許可について準用する。

(許可の取消し等)

第18条 知事は、第14条第1項または前条第1項の許可を受けた建築主が次の各号のいずれかに該当するときは、第14条第1項または前条第1項の許可を取り消し、またはその許可に付した条件を変更することができる。

(1) この条例の規定またはこれに基づく処分に違反したとき。

- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反したとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき。
- (工程調査等)

第19条 第14条第1項または第17条第1項の許可を受けた建築主は、当該許可に係る建築物の工事が知事の指定する工程を含む場合において、当該工程に係る工事を終えたときは、その都度、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、その職員に当該届出に係る工事中の建築物およびその敷地が第14条第1項または第17条第1項の規定による許可の内容に適合しているかどうかについて調査させ、その調査の結果、当該建築物およびその敷地が当該許可の内容に適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、工程調査適合証を交付しなければならない。

(工事廃止届)

第20条 第14条第1項または第17条第1項の許可を受けた建築主は、当該許可に係る建築物の工事を廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第21条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、建築物の所有者、管理者もしくは占有者、建築主、設計者、工事監理者または工事施工者（次条において「建築物の所有者等」という。）に対して、建築物の敷地、構造もしくは用途または建築物に関する工事の計画もしくは施工の状況に関する報告を求めることができる。

(立入検査)

第22条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、建築物、建築物の敷地もしくは建築工事場に立ち入らせ、建築物、建築物の敷地、設計図書その他建築物に関する工事に關係がある物件を検査させ、または建築物の所有者等に対し必要な事項について質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

(身分証明書の提示等)

第23条 第19条第2項および前条の規定により建築物、建築物の敷地または建築工事場に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 第19条第2項および前条の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(区域区分に関する都市計画の決定または変更)

第24条 県は、都市計画法第15条第1項第2号に掲げる区域区分に関する都市計画を同法第18条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により決定し、または変更するときは、10年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における

想定浸水深が0.5メートル以上である土地の区域（都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第8条第1項第1号に規定する土地の区域を除く。）を、新たに同法第7条第2項に規定する市街化区域に含めないものとする。ただし、浸水による県民の生命、身体および財産に対する著しい被害の発生を防止するための対策が講じられ、または確実に講じられると見込まれる場合は、この限りでない。

（盛土構造物の設置等に対する配慮等）

第25条 沼澤原において道路、鉄道その他の規則で定める施設と相互に効用を兼ねる大規模な盛土構造物の設置、改変または撤去（以下「設置等」という。）をしようとする者は、当該盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないよう配慮しなければならない。

2 知事は、前項の盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じるおそれがあると認めるときは、当該盛土構造物の設置等をしようとする者に対し、浸水被害を回避し、または軽減するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

第6章 浸水に備えるための対策

（避難に必要な情報の伝達体制の整備等）

第26条 県は、浸水被害が発生し、または発生するおそれがある場合における県民の迅速かつ円滑な避難を確保するため、知事が管理する河川について保有する水位、雨量等に関する情報および洪水に関する予報または警報に関する情報（以下「河川の水位等に関する情報」という。）を市町および県民に的確かつ迅速に伝達するために必要な体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

（市町への必要な支援）

第27条 県は、市町に対し、避難場所および避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を図るための事項の検討その他市町が行う浸水被害の回避または軽減に関する対策の検討に資するため、想定浸水深に関する情報その他必要な情報の提供、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

（浸水時における避難等）

第28条 県民は、浸水被害を回避し、または軽減するため、日常生活において、避難場所および避難の経路、家族等との連絡方法その他浸水が発生した際にとるべき行動を確認するよう努めなければならない。

2 県民は、浸水被害が発生するおそれがある場合において、河川の水位等に関する情報および避難の勧告等に関する情報に留意するとともに、状況に応じて的確に避難するよう努めなければならない。

（宅地または建物の売買等における情報提供）

第29条 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者は、同法第35条第1項に規定する宅地建物取引業者の相手方等に対して、その者が取得し、

または借りようとしている同法第2条第1号に規定する宅地または建物に関し、その売買、交換または貸借の契約が成立するまでの間に、当該宅地または建物が所在する地域の想定浸水深および水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に規定する浸水想定区域に関する情報を提供するよう努めなければならない。

（調査研究の推進等）

第30条 県は、流域治水に関する最新の知見の把握に努めるとともに、浸水に関する記録（県民の浸水に関する体験の記録を含む。次条において同じ。）の収集その他流域治水に関する施策を効果的に実施するために必要な調査研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

（教育、訓練等）

第31条 県は、前条の調査研究の成果等を踏まえ、県民が、浸水に関する記録、流域治水に関する最新の知見、地域において想定される浸水被害、浸水が発生した際にとるべき行動等に関する知識の習得を通じ、浸水が発生した際に迅速かつ適切な行動をとることができるようにすることを目標として、学校教育その他の多様な機会を通じ、映像等を用いた効果的な手法を活用しつつ、浸水被害を回避し、または軽減するために必要な教育および訓練、意識の向上等に努めるものとする。

（浸水被害の回避または軽減に関する学習等）

第32条 県民は、浸水被害を回避し、または軽減するためには、県民一人ひとりが適切な対策を講ずることが重要であることを認識し、自ら浸水被害およびこれに対する適切な対策について学習するとともに、県、市町その他の団体が実施する訓練に自主的に参加するよう努めなければならない。

（水害に強い地域づくり協議会）

第33条 県、関係行政機関および地域住民は、地域における浸水被害の回避または軽減に関し必要な対策に関する事項について協議するため、水害に強い地域づくり協議会を組織することができる。

（県民相互の連携等）

第34条 県民は、相互に連携し、または流域治水に資する活動を行う団体を組織する等の方法により、協働による流域治水の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 県は、前項の規定による取組への県民の積極的な参加を促進するとともに、県民または流域治水に資する活動を行う団体に対して、情報の提供、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

第7章 雜則

（財政上の措置）

第35条 県は、流域治水に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（市町条例との関係）

第36条 第13条から第23条までの規定は、市町が建築基準法第39条第1項および第2項の規定により、同条第1項の災害危険区域（出水による危険の著しい区域に限る。）の指定および同条第2項の住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものに関する条例を定めている場合には、当該市町の区域においては、適用しない。
(規則への委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

(罰則)

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第1項または第17条第1項(建築基準法第87条第2項の規定によりこれらの規定が準用される場合を含む。次号において同じ。)の規定に違反した者
- (2) 偽りその他不正の手段により第14条第1項または第17条第1項の許可を受けた者
- (3) 第16条第3項(第17条第3項において準用する場合を含む。)(建築基準法第87条第2項の規定により準用される場合を含む。)の規定に違反した者

第39条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人または人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人または人に対して同条の刑を科する。

(過料)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第19条第1項または第20条の規定による届出をせず、または虚偽の届出を行った者
- (2) 第19条第2項の規定による調査を拒み、妨げ、または忌避した者
- (3) 第21条の規定による報告をせず、または虚偽の報告をした者
- (4) 第22条の規定による立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または同条の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第29条の規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日
- (2) 第5章(第13条から第23条までの規定に限る。)、第36条および第8章ならびに次項の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

2 滋賀県建築基準条例(昭和47年滋賀県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「については」の右に「、他の条例に定めるもののほか」を加える。

第34条第1項中「出水(土石流を含む。)」を「土石流」に改める。

滋賀県建築基準条例 新旧対照表（付則第2項関係）

第1章 総則 (趣旨)	第1章 総則 (趣旨)	第1章 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条の規定に基づく災害危険区域の指定およびその区域内における建築に関する制限ならびに法第40条および法第43条第2項の規定に基づく制限の附加ならびに法第56条の2第1項の規定による中高層の建築物の高さの制限の区域の指定については、この条例の定めるところによる。	第1章 総則 新
第2章～第3章 省略	第2章～第3章 省略	第2章～第3章 省略	新
第4章 災害危険区域 (災害危険区域)	第4章 災害危険区域 (災害危険区域)	第4章 災害危険区域 (災害危険区域)	新
第34条 法第39条第1項の規定による災害危険区域は、地すべり、 <u>出水</u> （土石流を含む。）または急傾斜地（傾斜度が30度以上であつて、上端と下端との高低差が5メートル以上の土地をいう。）の崩壊により既存の建築物または将来建築される建築物に係る災害の発生する危険の著しい区域であつて、知事が指定するものとする。	第34条 法第39条第1項の規定による災害危険区域は、地すべり、 <u>出水</u> （土石流を含む。）または急傾斜地（傾斜度が30度以上であつて、上端と下端との高低差が5メートル以上の土地をいう。）の崩壊により既存の建築物または将来建築される建築物に係る災害の発生する危険の著しい区域であつて、知事が指定するものとする。	第34条 法第39条第1項の規定による災害危険区域は、地すべり、 <u>出水</u> （土石流を含む。）または急傾斜地（傾斜度が30度以上であつて、上端と下端との高低差が5メートル以上の土地をいう。）の崩壊により既存の建築物または将来建築される建築物に係る災害の発生する危険の著しい区域であつて、知事が指定するものとする。	新
第35条 省略	第35条 省略	第35条 省略	新
第5章以下 省略	第5章以下 省略	第5章以下 省略	新

滋賀県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 35 号）による河川法（昭和 39 年法律第 167 号）の一部改正により、新たに小水力発電の従属発電について許可制に代えて登録制が導入され、当該登録を受けた者についても流水占用料を徴収することができるようされたことに伴い、本県においても当該登録を受けた者から流水占用料を徴収することとするため、滋賀県流水占用料等徴収条例（平成 12 年滋賀県条例第 71 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 河川法第 23 条の 2 の規定による登録を受けた者から、流水占用料を徴収することとします。（第 2 条関係）
- (2) この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 25 年 9 月 18 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県流水占用料等徴収条例（平成 12 年滋賀県条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 23 条から第 25 条まで」を「第 23 条、第 24 条もしくは第 25 条」に改め、「許可」の右に「または法第 23 条の 2 の規定による登録（以下「流水の占用等の許可等」という。）」を加え、同条第 3 項中「（以下「流水の占用等」という。）および「流水の占用等についての」を削る。

第 3 条中「法第 23 条から第 25 条までの規定による許可」を「流水の占用等の許可等」に改め、同条ただし書中「流水の占用等をすることができる」を「流水の占用等の許可等の」に、「許可の」を「許可等をした」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号中「流水の占用等」を「流水もしくは土地の占用または土石その他の河川産出物の採取」に改め、同条第 2 項中「法第 23 条から第 25 条までの規定による許可」を「流水の占用等の許可等」に改める。

第 5 条第 1 項ただし書中「許可を」を「許可等を」に、「その許可」を「当該流水の占用等の許可等」に改め、同条第 2 項中「許可」を「許可等」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

滋賀県流水占用料等徴収条例新旧対照表

	旧	新
第1条 省略	第1条 省略	第1条 省略
(流水占用料等の徴収等)	(流水占用料等の徴収等)	(流水占用料等の徴収等)
第2条 県は、法第23条から第25条までの規定による許可を受けた者から流水占用料等を徴収する。	第2条 県は、法第23条、第24条もしくは第25条の規定による許可または法第23条の2の規定による登録（以下「流水の占用等の許可等」という。）を受けた者から流水占用料等を徴収する。	第2条 前項の流水占用料等の額は、別表第1から別表第3までに定めるところにより算出した額とする。
2 前項の流水占用料等の額は、別表第1から別表第3までに定めるところにより算出した額とする。	3 流水もしくは土地の占用または土石その他の河川産出物の採取（以下「流水の占用等」という。）のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものの以外のものに係る流水の占用等の額は、前項の規定により算出した額に100分の105を乗じて得た額とする。	3 流水もしくは土地の占用または土石その他の河川産出物の採取のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものの以外のものに係る流水占用料等の額は、前項の規定により算出した額に100分の105を乗じて得た額とする。
(徴収の方法)	(徴収の方法)	(徴収の方法)
第3条 流水占用料等は、法第23条から第25条までの規定による許可をした日または法第32条第4項の規定による通知を受けた日以後知事が別に定める日までに徴収するものとする。ただし、流水の占用等をすることができる期間が当該流水の占用等の許可の日の属する年度の翌年度以降にわたる場合には、翌年度以降の流水占用料等は、毎年度、当該年度分を徴収するものとする。	第3条 流水占用料等は、法第23条第4項の規定による通知を受けた日以後知事が別に定めた日までに徴収するものとする。ただし、流水の占用等をすることができる期間が当該流水の占用等の許可をした日の属する年度の翌年度以降にわたる場合には、翌年度以降の流水占用料等は、毎年度、当該年度分を徴収するものとする。	第3条 流水占用料等は、流水の占用等の許可等をした日または法第32条第4項の規定による通知を受けた日以後知事が別に定めた日までに徴収するものとする。ただし、流水の占用等をすることができる期間が当該流水の占用等の許可をした日の属する年度の翌年度以降にわたる場合には、翌年度以降の流水占用料等は、毎年度、当該年度分を徴収するものとする。
(流水占用料等の減免)	(流水占用料等の減免)	(流水占用料等の減免)
第4条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、流水占用料等を減額し、または免除することができます。	(1) 国または地方公共団体が、直接公用、公共用その他公益上の目的のため流水もしくは土地の占用または土石その他の河川産出物の採取をする場合	第4条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、流水占用料等を減額し、または免除することができます。

(2)および(3) 省略

(2)および(3) 省略

2 前項第3号の規定による流水占用料等の減額または免除を受けようとする者は、法第23条から第25条までの規定による許可の申請と同時に、その旨およびその理由を記載した書面を提出しなければならない。

(流水占用料等の還付)

第5条 既納の流水占用料等は、還付しない。ただし、流水の占用等の許可を受けた者の申請に基づきその許可の内容を変更したことにより、または法第75条第2項の規定による処分により、流水占用料等の額に変更が生じた場合において、既納の流水占用料等の額が当該変更後の額を超えるときは、流水の占用等の許可を受けた者からの申し出による額の流水占用料等を還付する。

2 前項ただし書に定めるものほか、災害その他やむを得ない理由があると認められる場合は、流水の占用等の許可を受けた者の申請により、流水占用料等の全部または一部を還付することができる。

2 前項第3号の規定による流水占用料等の減額または免除を受けようとする者は、流水の占用等の許可等の申請と同時に、その旨およびその理由を記載した書面を提出しなければならない。

(流水占用料等の還付)

第5条 既納の流水占用料等は、還付しない。ただし、流水の占用等の許可を受けた者の申請に基づき当該流水の占用等の許可等の内容を変更したことにより、または法第75条第2項の規定による処分により、既納の流水占用料等の額が当該変更後の額を超えるときは、流水の占用等の許可等を還付する。

2 前項ただし書に定めるものほか、災害その他やむを得ない理由があると認められる場合は、流水の占用等の許可等を受けた者からの申請により、流水占用料等の全部または一部を還付することができる。

小水力発電の普及促進への取組

～ 小水力発電に係る水利使用許可手続の簡素化・円滑化について ～

従属発電について登録制度を創設

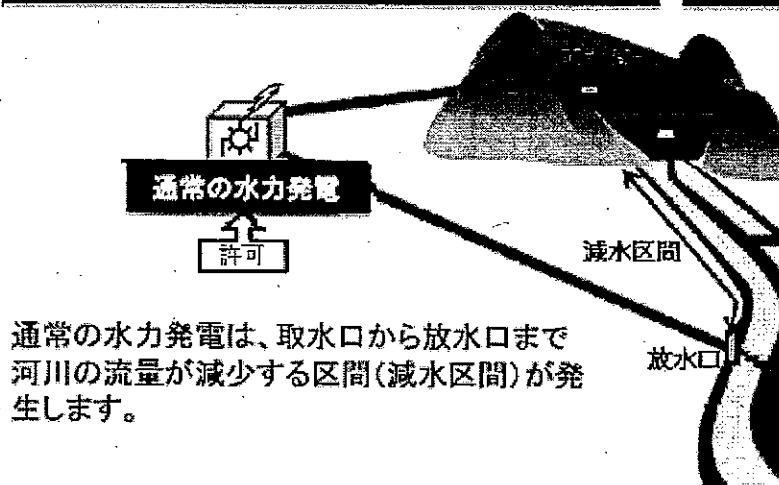
近年、再生可能エネルギーの普及拡大が重要な課題となっています。

小水力発電の導入を促進するため、平成25年6月の通常国会で河川法が改正され、従属発電について許可制に代えて登録制が導入され、年内に施行される予定です。

小水力発電の水利使用手続

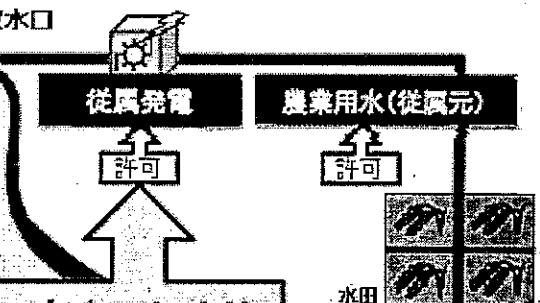
- 河川の水を取水し、利用しようとする（水利使用）場合は、下流の水利用及び河川環境への影響、治水上・利水上の支障等河川管理上の支障の有無について検討する必要があるため、小水力発電を行う場合には、河川管理者の許可（水利使用許可）が必要です。
- 小水力発電には、以下の2種類のパターンがあります。
 - ①河川から取水した水を直接利用する通常の水力発電
 - ②既に水利使用の許可を受けた農業用水等を利用して発電する従属発電

通常の水力発電

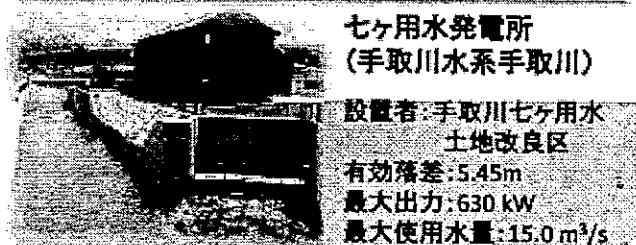


従属発電

従属発電は、すでに許可を受けている範囲で取水している農業用水等を利用するもので、新たに減水区間が発生しません。



従属発電の設置事例(農業用水を利用)



- 審査要件の明確化(一定の要件を満たせば登録)
- 関係行政機関との協議や関係利水者の同意を不要に

- ↓
- ・水利使用手続の簡素化・円滑化
 - ・水利権取得までの期間の大幅短縮(5ヶ月→1ヶ月)

小水力発電普及促進にむけた水利使用手続きの簡素化の経緯

1. 従属発電の申請書類の簡素化(平成 17 年 3 月 28 日付け通達)

従属発電は、河川の流量等に新たな影響を与えるものではないため、水利使用許可申請書類の一部を省略可能に。

●通常の発電の水利使用許可の申請 に必要な主な書類

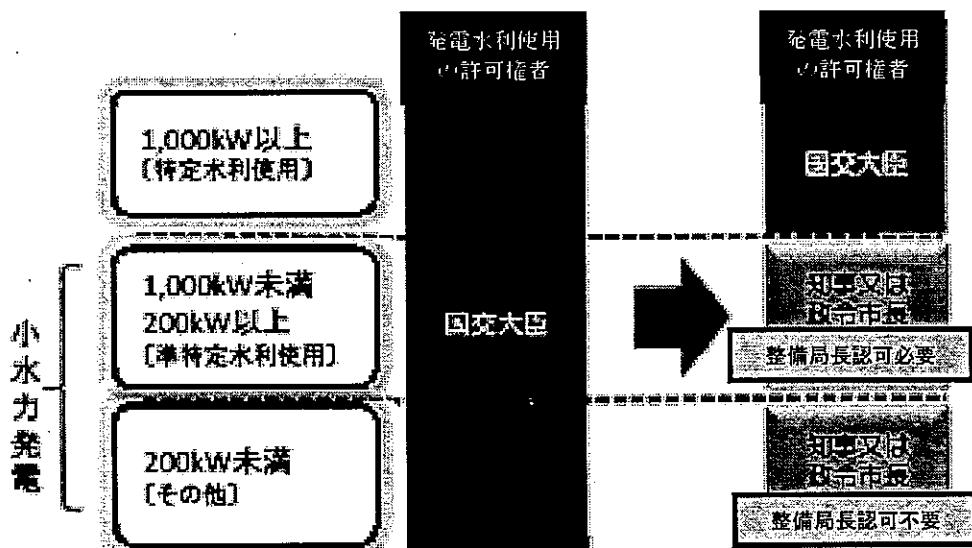
水力発電計画の概要
発電に使用する水量の根拠
河川流量の確認資料
発電のための取水が可能かどうかの計算書
治水・利水・環境への対策
発電施設の構造計算書、設計図
関係河川使用者の同意書

●従属発電の水利使用許可の申請 に必要な主な書類

水力発電計画の概要
発電に使用する水量の根拠
河川流量の確認資料
発電のための取水が可能かどうかの計算書
治水・利水・環境への対策
発電施設の構造計算書、設計図
関係河川使用者の同意書

2. 発電水利の処分権限移譲（平成 25 年 4 月 1 日 河川法施行令改正）

発電水利については、全て国交大臣が許可権者となっていたが、最大出力 1,000kw 未満の水利使用については知事に権限移譲された。



3. 登録制度の導入 ※ 今回の改正

- 従属発電 かつ 小水力発電の案件について、許可に代えて登録制度を導入。

	発電量(最大出力)	
	1,000kw 以上	1,000kw 未満
通常発電	許可	許可
従属発電	許可	登録

- 登録制度は、水利使用手続きの期間短縮を目指すもので、河川法第 23 条の 4 に規定する登録を拒否する場合を除き、登録をしなければならない。
25

平成25年9月県議会定例会議決案件
間田長浜線補助道路整備工事の契約の変更について

(事業概要)

県道間田長浜線は、米原市と長浜市を東西に結ぶ一般県道である。特に、両市界にある昭和8年完成の観音坂トンネルは、幅員が5.5mと狭小であるにもかかわらず、朝夕には、自転車で周辺の高校へ通う高校生と通勤車両が混在する非常に危険な区間である。このため、トンネルを含む約1.61kmのバイパスを整備し、道路線形や縦断勾配の改善、歩行者・自転車と自動車の分離により、安全で快適な通行を確保するものである。(H28.3供用予定)

(工事概要)

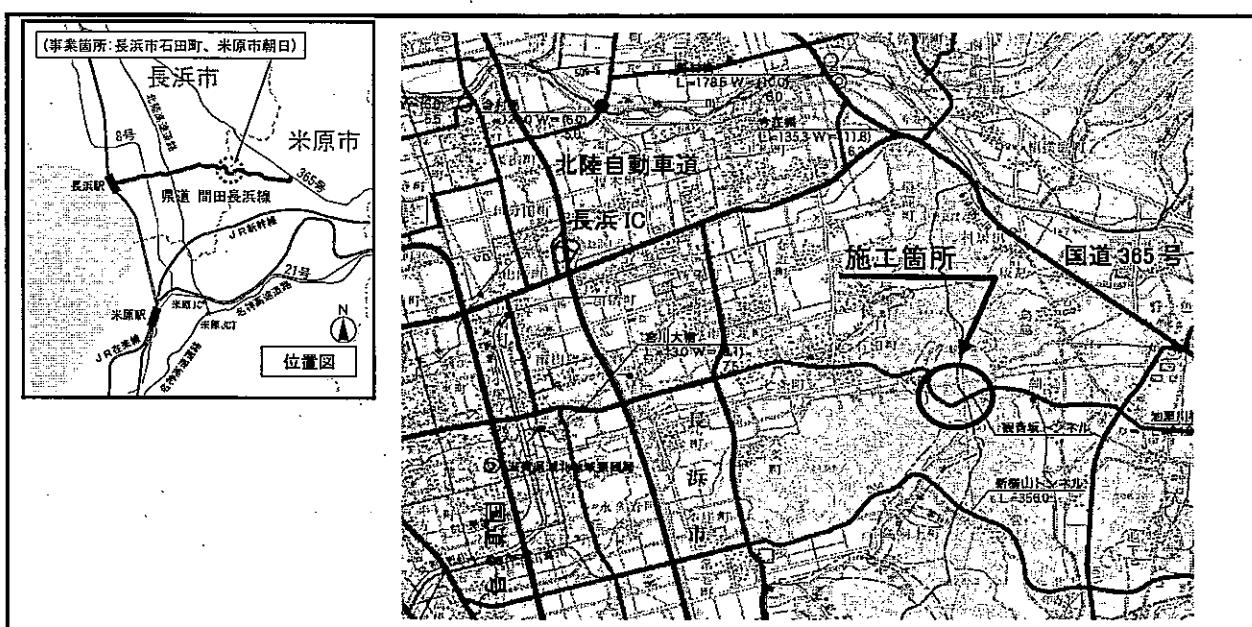
- | | |
|---------|---|
| 1. 工事名 | 平成23年度 第B602-3号 間田長浜線補助道路整備工事 |
| 2. 工事場所 | 長浜市石田町他 |
| 3. 工事概要 | 施工延長 L=1,008.8m
トンネル工 531.0m NATM工法 内空断面積 64.9 m ²
トンネル掘削 529.4m 支保工 529.4m 覆工 529.4m 道路工 477.8m |

(契約概要)

- | | |
|-----------|---|
| 1. 契約金額 | (変更前) 1,744,965,600円
(変更後) 1,675,020,900円 (差額-69,944,700円) |
| 2. 契約の相手方 | 奥村・橋本建設工事共同企業体 |
| 3. 工期 | 平成23年10月13日から平成26年7月25日まで |

(変更概要)

トンネル掘削に伴う、地山状況にあわせた支保パターンの変更および残土搬出先の変更による工事費の減額。



① 支保パターンの変更例

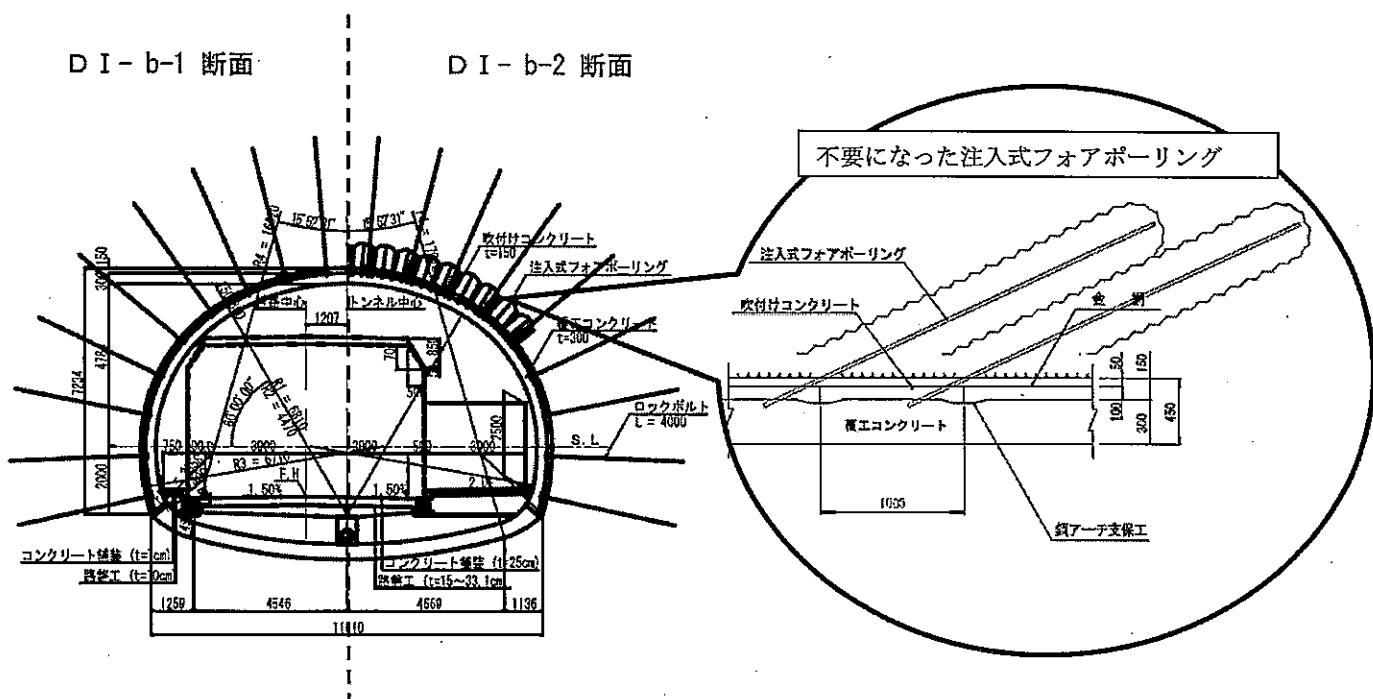
○変更内容

岩判定委員会での岩判定結果に基づき、トンネルの支保パターンを変更した

当初 D I - b - 2 (No.6+57~6+85 L=28.0m)

変更 D I - b - 1 (No.6+57~6+85 L=28.0m)

※当初補助工法として、注入式フォアポーリングを用いる支保パターンを計画していたが、良質な土質が確認されたため、補助工法の不要な支保パターンを採用することとした。



岩判定委員会

委員長：長浜土木事務所長

委員：長浜土木事務所次長、道路計画課長、道路計画課長補佐、事業担当者

県庁道路課担当者、受注者（受注 JV から 2 名）

② 残土搬出先の変更例

当初：1) 滋賀県東近江市木村町 蒲生インター線道路事業地内

運搬距離 L = 45.0 km

2) 岐阜県養老郡養老町 養老 J C T 道路建設事業地内

運搬距離 L = 34.0 km

変更：1) 滋賀県長浜市新栄町 長浜市公民館建設事業地内

運搬距離 L = 6.0 km

2) 滋賀県彦根市開出今町 大津能登川長浜線補助道路整備事業地内

運搬距離 L = 24.0 km

議第 159 号

契約の変更につき議決を求ることについて
上記の議案を提出する。

平成 25 年 9 月 18 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

契約の変更につき議決を求ることについて
平成 23 年 10 月 12 日議決を得た間田長浜線補助道路整備工事請負契約を次のとおり変更することにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和 39 年滋賀県条例第 11 号）第 2 条の規定に基づき、議決を求める。

変更前の契約額	1, 744, 965, 600 円
変更減額	69, 944, 700 円
変更後の契約額	1, 675, 020, 900 円

（参考）

契約の相手方 滋賀県大津市浜大津一丁目 2 番 18 号
奥村・橋本建設工事共同企業体
代表者 株式会社奥村組滋賀営業所
所長 樋 口 修 治

財産の取得につき議決を求めるについて(ロータリ除雪車購入)

次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第3条の規定に基づき、議決を求めるものです。

1 概要

冬期の除雪作業に使用しているロータリ除雪車が老朽化し更新時期を迎えたこと。また、豪雪時における円滑な道路交通を確保するために、常に迅速かつ適切な道路除雪作業が行えるよう、除雪体制の強化を図る必要があるため、ロータリ除雪車を購入する。

2 取得する財産

ロータリ除雪車（2.6m級、220kw級） 2台

3 納入場所

長浜土木事務所木之本支所

4 契約概要

1. 契約金額 64,890,000円

2. 契約の相手方 大阪府茨木市東宇野辺町3番14号
株式会社KCMJ京阪営業所
所長 菅 竜介

議第 161 号

財産の取得につき議決を求めるについて
上記の議案を提出する。

平成 25 年 9 月 18 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

財産の取得につき議決を求めるについて
次のように財産を取得することにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和 39 年滋賀県条例第 11 号）第 3 条の規定に基づき、議決を求める。

財産の種類、数量および取得予定価格

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 財産の種類 | 備 品 |
| 2 取得物品および数量 | ロータリ除雪車 2 台 |
| 3 取得予定価格 | 64,890,000 円 |
| 4 取得の目的 | 除雪用特殊大型自動車 |

(参 考)

取得の相手方 大阪府茨木市東宇野辺町 3 番 14 号
株式会社 K C M J 京阪営業所
所長 菅 竜 介

財産の処分につき議決を求めるについて

次の財産を処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第3条の規定に基づき、議決を求めるものです。

1 対象財産

草津川廃川敷地

※概要は別紙のとおり

2 財産の種類、数量および処分予定価格

- | | |
|----------|-------------------|
| ① 財産の種類 | 土地 |
| ② 処分面積 | 113,346.48 平方メートル |
| ③ 処分予定価格 | 1,718,546,895 円 |
| ④ 処分の目的 | 普通財産の売却による処分 |

(参考)

- | | |
|--------|----------------|
| 財産の所在地 | 草津市下笠町地先ほか |
| 契約の相手方 | 草津市草津3丁目13番30号 |
| | 草津市長 橋川 渉 |

草津川廃川敷地の処分について

1 概要

本件処分対象地は淀川水系1級河川草津川の河川区域であったが、廃川され滋賀県が国から譲与を受けたものである。本県処分対象地が所在する草津市では、「草津川跡地利用基本計画」を策定する等、市が事業主体となって、旧草津川を6つの区間に分けそのうち区間②～⑥の整備を進めていくこととしている。

今般、草津市から、区間②および区間⑤を草津川跡地整備事業に係る対象地として有効利用するとして、公有財産譲渡申請書の提出があったことから草津市に譲渡を行おうとするものである。

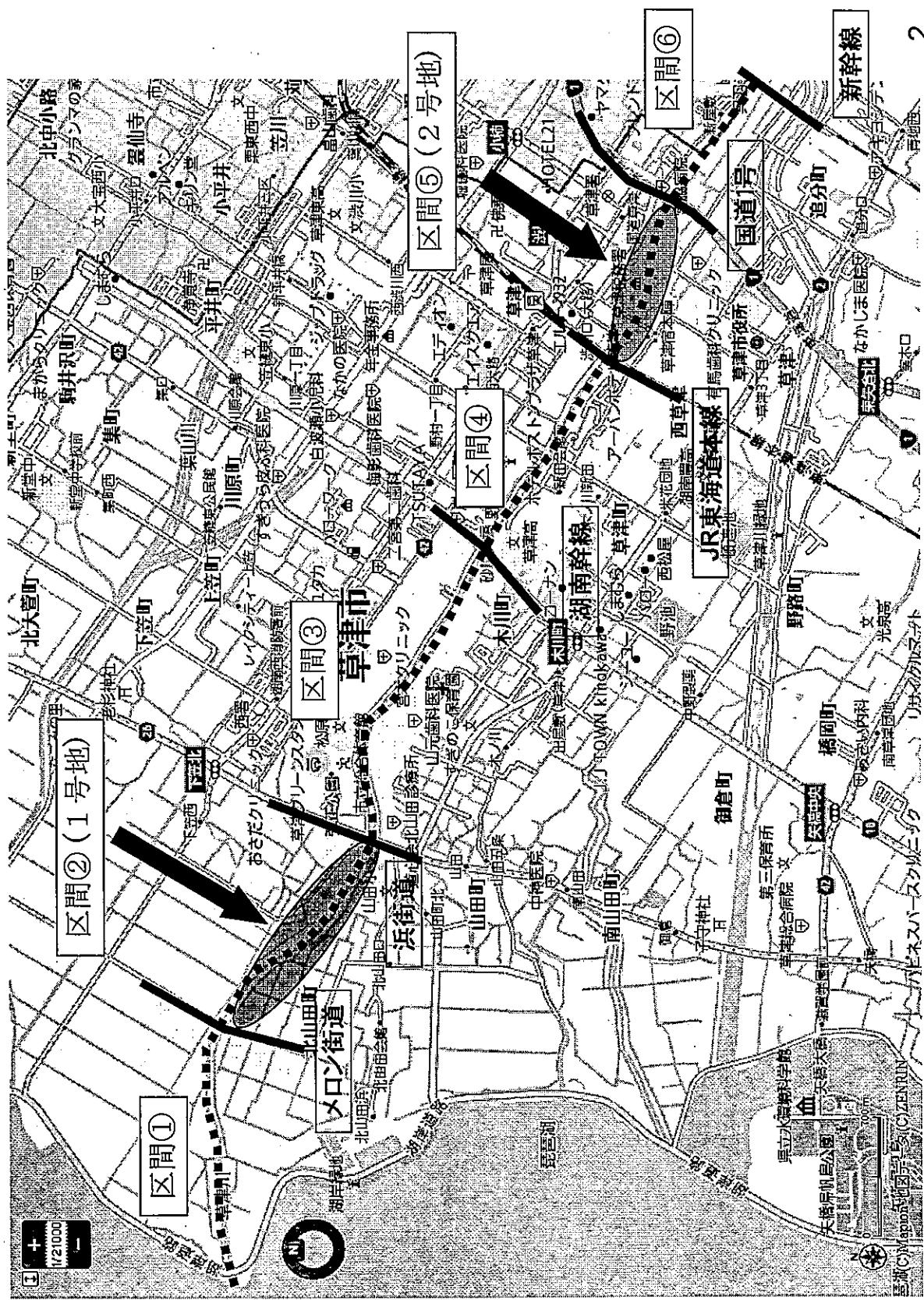
2 処分対象地

所在地	公簿地目	現況地目	実測面積
草津市下笠町字南萱 4275番3ほか21筆(区間②)	堤	雑種地	67,357.64 m ²
草津市大路1丁目字列草 915番1ほか30筆(区間⑤)	堤	雑種地	45,988.84 m ²
合 計			113,346.48 m ²

3 処分予定価格

予定価格	総額：1,718,546,895円
	(内訳) 区間②： 115,100,000円 (1,709円/m ²)
	区間⑤：1,603,446,895円 (34,866円/m ²)

四
置
位



議第 162 号

財産の処分につき議決を求ることについて
上記の議案を提出する。

平成 25 年 9 月 18 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

財産の処分につき議決を求ることについて
次のように財産を処分することにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和 39 年滋賀県条例第 11 号）第 3 条の規定に基づき、議決を求める。

財産の種類、数量および処分予定価格

- | | |
|----------|-------------------|
| 1 財産の種類 | 土 地 |
| 2 処分面積 | 113,346.48 平方メートル |
| 3 処分予定価格 | 1,718,546,895 円 |
| 4 処分の目的 | 普通財産の売却による処分 |

(参 考)

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| 財産の所在地 | 滋賀県草津市草津一丁目、大路一丁目、大路二丁目、北山田町および下笠町 |
| 契約の相手方 | 滋賀県草津市草津三丁目 13 番 30 号
草津市長 橋 川 渉 |

滋賀県道路公社定款の変更について議決を求めるについて

1. 概要

滋賀県道路公社が所管する近江大橋有料道路は、平成25年12月25日に料金徴収期間が満了し、翌日より無料開放されます。

これに伴い、滋賀県道路公社定款第15条に規定されている「道路の整備に関する基本計画」の変更について、地方道路公社法第5条第6項の規定により議決を求めるものです。

2. 変更内容

滋賀県道路公社定款の「道路の整備に関する基本計画」から、滋賀県道 大津草津線、滋賀県道 草津守山線の項（近江大橋有料道路）を削除する。

(道路の整備に関する基本計画)

第15条 公社は、次の路線に係る道路を新設しましたは改築して料金を徴収する。

変更前		変更後	
路線名	管理の区間	路線名	管理の区間
滋賀県道 大津草津線	滋賀県大津市丸の内町から		
滋賀県道 草津守山線	滋賀県草津市木ノ川町まで	(削除)	(削除)

滋賀県道路公社定款 新旧対照表

現 行	改 正 案																						
第1条～第14条 (省略)	第1条～第14条 (省略)																						
第4章 道路の整備に関する基本計画 (道路の整備に関する基本計画)	第4章 道路の整備に関する基本計画 (道路の整備に関する基本計画)																						
第15条 公社は、次の路線に係る道路を新設しままたは改築して料金を徴収する。	第15条 公社は、次の路線に係る道路を新設しままたは改築して料金を徴収する。																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>路 線</th> <th>管 理 の 区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県道 大津草津線</td> <td>滋賀県大津市丸の内町から</td></tr> <tr> <td>滋賀県道 草津守山線</td> <td>滋賀県草津市木ノ川町まで</td></tr> <tr> <td>一般国道 477号</td> <td>滋賀県栗東市林から</td></tr> <tr> <td>滋賀県道 守山栗東線</td> <td>滋賀県大津市真野普門町まで</td></tr> <tr> <td>滋賀県道 大津草津線 (大津港駐車場)</td> <td>滋賀県大津市浜大津五丁目地内</td></tr> <tr> <td>滋賀県道 大津草津線 (大津港駐車場)</td> <td>滋賀県大津市浜大津五丁目地内</td></tr> </tbody> </table>	路 線	管 理 の 区 間	滋賀県道 大津草津線	滋賀県大津市丸の内町から	滋賀県道 草津守山線	滋賀県草津市木ノ川町まで	一般国道 477号	滋賀県栗東市林から	滋賀県道 守山栗東線	滋賀県大津市真野普門町まで	滋賀県道 大津草津線 (大津港駐車場)	滋賀県大津市浜大津五丁目地内	滋賀県道 大津草津線 (大津港駐車場)	滋賀県大津市浜大津五丁目地内	<table border="1"> <thead> <tr> <th>路 線</th> <th>管 理 の 区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道 477号</td> <td>滋賀県東市林から</td></tr> <tr> <td>滋賀県道 守山栗東線</td> <td>滋賀県大津市真野普門町まで</td></tr> <tr> <td>滋賀県道 大津草津線 (大津港駐車場)</td> <td>滋賀県大津市浜大津五丁目地内</td></tr> </tbody> </table>	路 線	管 理 の 区 間	一般国道 477号	滋賀県東市林から	滋賀県道 守山栗東線	滋賀県大津市真野普門町まで	滋賀県道 大津草津線 (大津港駐車場)	滋賀県大津市浜大津五丁目地内
路 線	管 理 の 区 間																						
滋賀県道 大津草津線	滋賀県大津市丸の内町から																						
滋賀県道 草津守山線	滋賀県草津市木ノ川町まで																						
一般国道 477号	滋賀県栗東市林から																						
滋賀県道 守山栗東線	滋賀県大津市真野普門町まで																						
滋賀県道 大津草津線 (大津港駐車場)	滋賀県大津市浜大津五丁目地内																						
滋賀県道 大津草津線 (大津港駐車場)	滋賀県大津市浜大津五丁目地内																						
路 線	管 理 の 区 間																						
一般国道 477号	滋賀県東市林から																						
滋賀県道 守山栗東線	滋賀県大津市真野普門町まで																						
滋賀県道 大津草津線 (大津港駐車場)	滋賀県大津市浜大津五丁目地内																						
第5章 基本財産の額その他の資産および会計 (基本財産の額)	第5章 基本財産の額その他の資産および会計 (基本財産の額)																						
第16条 公社の基本財産の額は、 <u>1,20億3,450万円</u> とし、地方公共団体の出資の額は、次のとおりとする。	第16条 公社の基本財産の額は、 <u>9,8億9,350万円</u> とし、地方公共団体の出資の額は、次のとおりとする。																						
滋賀県 <u>1,19億1,450万円</u>	滋賀県 <u>9,7億7,350万円</u>																						
大津市 <u>1億2,000万円</u>	大津市 <u>1億2,000万円</u>																						
第17条～第23条 (省略)	第17条～第23条 (省略)																						
	付 则 この定款は、平成25年12月26日から施行する。																						

議第 174 号

滋賀県道路公社定款の変更につき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

平成 25 年 9 月 18 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県道路公社定款の変更につき議決を求めるについて

滋賀県道路公社定款の一部を次のとおり変更することについて、国土交通大臣の認可を申請しようすることにつき、地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）第 5 条第 6 項の規定に基づき、議決を求める。

滋賀県道路公社定款の一部を次のとおり変更する。

第 15 条の表滋賀県道大津草津線、滋賀県道草津守山線の項を削る。